

家庭用ガスコージェネレーションシステム契約  
(選択約款)

平成28年4月1日実施

桜井ガス株式会社

## 目 次

1. 目的	2
2. 選択約款の届出及び変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	3
6. 使用量の算定	4
7. 料金	4
8. 単位料金の調整	4
9. 精算について	5
10. 設置確認について	5
11. その他	6
付則	6
(別表)	
1. 早収料金の算定方法	7
2. 料金表	8

## 1. 目的

この選択約款は、家庭用ガスコージェネレーションシステムの普及を通じ当社の製造供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定にもとづき、近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更し近畿経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガスコージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務用に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは8に定める基準単位料金または調整単料金をいいます。

## 4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の選択約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款 22(4)ただし書きの規定により本体料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 16 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が 700w

以上 5kw 以下であること。

## 5. 契約の成立

- (1) お客様は、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
  - ② 当社とその他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
  - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款および他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス供給約款にもとづく契約（以下、「一般契約」といいます。）を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客様がこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客様がこの選択約款または当社とその他の契約（すでに消滅しているにものも含まれます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客様は、同一場所需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1 (2)のとおりといたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

- ① 調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

- ② 調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

56,250 円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表 1. (2) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨

五 入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が90,000円以上となった場合は、90,000円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9673 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0358 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の本  
社に掲示いたします。

### ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、計算結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ \text{原料価格変動額} &= \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

## 9. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める本体料金総額の103パーセントを乗じた額(消費税等相当額を含みます。小数点以下切り捨て)とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 10. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用ガスコージェネレーションシステムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。
- (2) 家庭用ガスコージェネレーションシステムを取外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

## 11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

### 付 則

#### 1. この選択約款の実施期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成28年4月1日から実施いたします。

#### 2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成28年3月31日まで家庭用ガスコージェネレーションシステム契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成28年4月1日以降本選択約款が適用されるお客様について、平成28年4月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算定式により算定いたします。

(算定式)

早収料金 = (イ) 旧選択約款適用期間の早収料金 + (ロ) 本選択約款適用期間の早収料金

(イ) 旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）

= 旧選択約款の基本料金 ×  $D1/D$  + 旧選択約款8の規定により平成27年11月から平成28年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 ×  $V1$

(ロ) 本選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）

= 本選択約款の基本料金 ×  $D2/D$  + 本選択約款8の規定により平成27年11月から平成28年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 ×  $V2$

(備考)

$D$  = 料金算定期間の日数（ただし、本供給約款に定める22（6）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合、基本料金按分の算定式の $D$ を30とする。）

$D1$  =  $D$ のうち平成28年3月31日までの期間に属する日数

$D2$  =  $D$ のうち平成28年4月1日以降の期間に属する日数

$V$  = 料金算定期間の使用量

$V1$  = 旧選択約款適用期間の使用量 =  $V \times D1/D$

$V2$  = 本選択約款適用期間の使用量 =  $V - V1$

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。  
従量料金は、基準単位料金又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早



収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 適用区分

#### 料金表 A

夏期（4月検針分から11月検針分までのご使用量に適用いたします。）

#### 料金表 B

冬期（12月検針分から3月検針分までのご使用量に適用いたします。）

### (2) 料金表

#### ① 料金表 A

##### イ) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,484.00円 (消費税等当額を含みます。)
-------------------	-----------------------------

##### ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	96.68円 (消費税等当額を含みます。)
------------	--------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1立方メートルにつき	96.47円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

##### ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2, 484. 00円 (消費税等当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	105. 32円 (消費税等当額を含みます。)
-------------	----------------------------

なお、平成28年4月1日から平成28年6月30日までに支払義務が発生するものについては、基準単位料金は下記といたします。

1 立方メートルにつき	105. 11円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。